

旭川医科大学病院地域医療総合センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院地域医療総合センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院地域医療総合センター運営委員会規程（平成17年旭医大達第69号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) センター長(2) 救命救急センター長(3) 集中治療部長(4) 総合診療部長(5) 経営企画部長(6) 遠隔医療センター長(7) <u>患者総合サポートセンター長</u>(8) 看護部長(9) 事務局次長（病院担当）(10) その他病院長が必要と認めた者 <p>2 前項第10号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) センター長(2) 救命救急センター長(3) 集中治療部長(4) 総合診療部長(5) 経営企画部長(6) 遠隔医療センター長(7) <u>地域医療連携室長</u>(8) 看護部長(9) 事務局次長（病院担当）(10) その他病院長が必要と認めた者 <p>2 前項第10号の委員は、病院長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和6年5月21日から施行し、改正後の第3条第1項第7号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

【改正理由】

地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正を行うものである。